

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【公表番号】特表2018-504436(P2018-504436A)

【公表日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-006

【出願番号】特願2017-541301(P2017-541301)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/06	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/706	(2006.01)
A 6 1 K	31/277	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	38/16	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/4418	(2006.01)
A 6 1 K	31/401	(2006.01)
A 6 1 P	7/10	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/06	
A 6 1 P	43/00	1 0 5
A 6 1 P	43/00	1 1 6
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	31/706	
A 6 1 K	31/277	
A 6 1 K	39/395	N
A 6 1 K	38/16	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	31/4418	
A 6 1 K	31/401	
A 6 1 P	7/10	

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月19日(2019.4.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) 有効量の1つ又は複数の抗T細胞剤と；
 (i i) 有効量の1つ若しくは複数の抗TGF-1剤及び／又は有効量の1つ若しくは複数の抗アンジオテンシン剤と
 を含む、医薬組成物であって；
 局所投与のために製剤化される、前記医薬組成物。

【請求項2】

前記抗T細胞剤が、タクロリムス、テリフルノミド、レフルノミド、シクロスボリン、
 ピメクロリムス、デニロイキン・ジフチトクス、及びバシリキシマブからなる群から選択

される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 3】

前記抗 T G F - 1 剤がピルフェニドンである、先行請求項のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 4】

前記抗アンジオテンシン剤がアンジオテンシン変換酵素 (ACE) 阻害剤である、先行請求項のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

前記抗アンジオテンシン剤が、カプトプリル、ゾフェノプリル、エナラプリル、リシノプリル、ラミプリル、キナプリル、ペリンドプリル、ベナゼプリル、イミダプリル、トランドラプリル、シラザプリル、フォシノプリル、ロサルタン、イルベサルタン、オルメサルタン、カンデサルタン、テルミサルタン、バルサルタン、及びフィマサルタンからなる群から選択される、先行請求項のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

タクロリムスを含む、先行請求項のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

約 0.01% ~ 約 1% のタクロリムスを含む、先行請求項のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

約 0.1 mg / ml ~ 約 5 mg / ml のピルフェニドンを含む、先行請求項のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

テリフルノミドを含む、先行請求項のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

約 10 mg / ml ~ 約 50 mg / ml のテリフルノミドを含む、先行請求項のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

レフルノミドを含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

約 1% ~ 約 20% のレフルノミドを含む、請求項 11 に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

カプトプリルを含む、先行請求項のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

約 1% ~ 約 20% のカプトプリルを含む、請求項 13 に記載の医薬組成物。

【請求項 15】

前記組成物が、軟膏、クリーム、ローション、ペースト、ゲル、ムース、泡、ラッカー、懸濁物、液体、及びスプレーから選択される形態である、先行請求項のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 16】

前記組成物が軟膏の形態である、請求項 15 に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

浮腫の治療又は予防における使用のための、先行請求項のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

前記浮腫がリンパ浮腫である、請求項 17 に記載の医薬組成物。

【請求項 19】

タクロリムス、テリフルノミド、レフルノミド、シクロスボリン、ピメクロリムス、デニロイキン・ジフチトクス、バシリキシマブ、ピルフェニドン、カプトプリル、ゾフェノプリル、エナラプリル、リシノプリル、ラミプリル、キナプリル、ペリンドプリル、ベナゼプリル、イミダプリル、トランドラプリル、シラザプリル、フォシノプリル、ロサルタ

ン、イルベサルタン、オルメサルタン、カンデサルタン、テルミサルタン、バルサルタン、及びフィマサルタンからなる群から選択される、有効量の1つ又は複数の薬物を含む、浮腫を治療又は予防するための医薬組成物。

【請求項20】

前記医薬組成物が、

(i) タクロリムス、テリフルノミド、レフルノミド、シクロスボリン、ピメクロリムス、デニロイキン・ジフチトクス、及びバシリキシマブからなる群から選択される、有効量の1つ又は複数の抗T細胞剤と；

(ii) ピルフェニドン、カプトプリル、ゾフェノブリル、エナラブリル、リシノブリル、ラミブリル、キナブリル、ペリンドブリル、ベナゼブリル、イミダブリル、トランドラブリル、シラザブリル、フォシノブリル、ロサルタン、イルベサルタン、オルメサルタン、カンデサルタン、テルミサルタン、バルサルタン、及びフィマサルタンからなる群から選択される、有効量の1つ若しくは複数の抗TGF- β 1剤及び／又は抗アンジオテンシン剤と

を含む、請求項1_9に記載の医薬組成物。

【請求項21】

前記医薬組成物がタクロリムスを含む、請求項1_9又は請求項2_0に記載の医薬組成物。

【請求項22】

前記医薬組成物がピルフェニドンを含む、請求項1_9～2_1のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項23】

前記医薬組成物がテリフルノミドを含む、請求項1_9～2_2のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項24】

前記医薬組成物がレフルノミドを含む、請求項1_9～2_2のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項25】

前記医薬組成物がカプトブリルを含む、請求項1_9～2_4のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項26】

前記医薬組成物が局所的に投与される、請求項1_9～2_5のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項27】

前記医薬組成物が少なくとも1日1回局所的に投与される、請求項1_7～2_6のいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項28】

前記医薬組成物がリンパ管損傷の約6週間以内に予防的に投与される、請求項1_7～2_7のいずれか一項に記載の医薬組成物。